## ■解説文追加の理由

港湾局において、建設副産物及び産業副産物等のリサイクル技術を体系的に取りまとめた「港湾・空港等整備におけるリサイクル技術指針(平成 16 年 3 月)」及び取り組み方針をとりまとめた「港湾・空港等整備におけるリサイクルガイドライン(平成 13 年 3 月)」)を策定し、港湾・空港等工事の実務者を中心に活用されてきた。このうちリサイクルガイドラインは、現段階までに実用化された建設副産物及び産業副産物等のリサイクル技術及び平成 22 年度の土壌汚染対策法の改正等の関係法令等の動向を踏まえ適宜改訂されている。港湾・空港整備における産業副産物等を対象とした環境安全品質の考え方は、「コンクリート用骨材又は道路用等のスラグ類に化学物質評価方法を導入する指針に関する研究会総合報告書(平成 24 年 3 月)」に基づいたものが取り入れられており、改訂時に具体的な考え方が示されている。

本技術マニュアルについても、実務者の利便性を鑑み、環境安全品質に関するこれらの最 新の情報を追記するものとした。

## 8.1 水砕スラグの品質管理(本文 p.61)

(中略)

有害物質については、「6.1 水砕スラグからの溶出」で示したように、水砕スラグからの有害物質の溶出量は水底土砂判定基準値以下または定量限界量以下である。また、製造者は定期的に有害物質の溶出試験、成分分析を実施しており、水砕スラグの使用にあたっては、必要に応じて製造者が発行する溶出試験報告書ならびに製品安全データシート(MSDS)などで確認することができる。

(以下、追加)

\_\_\_\_\_\_

なお、「港湾・空港等整備におけるリサイクルガイドライン(令和5年改訂版)(令和5年10月)国土交通省 港湾局、航空局」では、土工用水砕スラグについて「利用の際には、実際に利用する材料が利用先に適用される基準を満足することを確認する必要がある。環境安全性の確保の考え方については、「1.4.2 環境安全の考え方」を参照のこと。」としている。これによれば、環境安全品質については、産業副産物等を対象に、「コンクリート用骨材又は道路用等のスラグ類に化学物質評価方法を導入する指針に関する研究会総合報告書(平成24年3月)」において、「循環資材の環境安全品質及び検査方法に関する考え方」が示されており、材料及び用途ごとの環境安全品質の考え方をとりまとめた「表1.4.5 その他リサイクル材料の考え方」に基づいて管理することが示されている。

(以上、追加終わり)